



# つがる市の農業を応援します！ 農業活性化総合対策事業



## (1) 低コスト・省エネルギー機械導入事業（国や県等の補助事業の対象になっていないものに限ります。）

事業主体	補助対象経費	補助対象経費（税抜き）
認定農業者または認定新規就農者	低コスト、省エネルギー化が証明され、耐用年数5年以上、単品取得価格30万円以上の機械（アタッチメント可）の導入費用 ただし、農業以外でも使用できる汎用性の高いものは除く（軽トラ、フォークリフト、冷蔵庫等）	1/4以内 上限50万円

## (2) 農業用資格取得・研修費等補助事業

事業主体	補助対象経費	補助対象経費（税抜き）
認定農業者	農業に関する資格・免許取得（ただし、狩猟免許を除く）に必要な経費（交通費・宿泊費等除く）	1/2以内 上限20万円
20戸以上で構成された組織（農協等の部会は除く）	防除周知看板作成費・栽培技術講習会費・先進地研修費（飲食費等除く）・会議資料作成費・検査調査費・試験研究費	1/2以内 上限15万円
3戸以上で構成された組織（40歳未満の若手農業者や後継者）		

## (3) 6次産業化促進事業

事業主体	補助対象経費	補助対象経費（税抜き）
地元産の農畜水産物等を活用した付加価値の高い商品開発や販売促進に係る6次産業化を推進する農業者又は法人等	耐用年数5年以上、単品取得価格30万円以上の機械設備等購入経費 6次産業化のための、加工施設の新設・改修・修繕費	1/2以内 上限200万円

## (4) 園芸施設用パイプハウス導入事業

事業主体	補助対象経費	補助対象経費（税抜き）
認定農業者であり、導入するハウスで3年以上園芸作物を作付し、園芸施設等共済事業等へ加入する農業者又は法人等	新設する園芸施設用パイプハウス導入費用	国・県の補助を受けない場合 3/10以内 上限50万円 6,800円/㎡を上限
		国・県の補助を受けた場合 1/10以内 上限15万円 6,800円/㎡を上限

## (5) 果樹防風網張替等事業

事業主体	補助対象経費	補助対象経費（税抜き）
つがる市内の樹園地で、園芸施設共済事業等へ加入している農業者または法人等	張替用防風網購入費用および設置費用	3/10以内 上限30万円

## (6) 共同防除組織体制強化事業

事業主体	補助対象経費	補助対象経費（税抜き）
つがる市内に住所を有する共同防除組織	耐用年数5年以上のスピードスプレーヤー導入費用	3/10以内 上限1台あたり100万円

受付期間：3月16日（月）～4月3日（金）（閉庁日を除く）

必要書類等：見積書2者（農業用資格取得・研修費等補助事業については1者）・通帳・完納証明書

※上記に加え、機械の場合はカタログ（更新の場合は現在使用している機械の性能がわかるもの）、組織や集団等の場合は規約・定款等。

留意事項：①令和8年度内に事業を完了してください ②補助金の交付決定前に購入等したものは対象外です。③市内に住所を置く個人または農業法人であり、市税の滞納がないこと ④予算の範囲内での補助となりますので、申し込みが予算額を上回る場合、対象外になることもあります。

【問い合わせ先】 農林水産課 電話42-2111（内線417）

## スマート農業機械導入を検討されている皆さまへ

農作業の効率化や労働力不足の解消、規模拡大に取り組むために導入するスマート農業機械の費用の一部を補助します。希望する方は、下記を参考にお申し込みください。

受付条件 (①～③を満たすこと)	①農林水産省が公表しているスマート農業技術カタログに掲載されている農業機械またはRTK-GNSS固定基地局の信号を使用する農業機械 ②認定農業者または認定新規就農者 ③つがる市内に住所を置く個人または農業法人で、市税の滞納がないこと
補助金額	農業機械取得価格（税抜き）の1/4以内 上限100万円
必要書類	見積書2者・カタログ・通帳、完納証明書（世帯全員）、法人の場合は定款
申し込み	3月16日(月)から4月3日(金)までに農林水産課へお申し込みください。 (閉庁日を除く)
優先順位	①過去に市が実施する補助事業を利用したことがない方 ②デジタル無線（RTK-GNSS）基地局を使用する機械 ③取得価格が高い機械
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和8年度内に事業を完了すること。</li> <li>補助金の交付決定前に発注したものは対象外となります。</li> <li>予算の範囲内での補助となります。</li> <li>本事業の交付から5年経過していない方は対象外となります。</li> <li>ソフト事業は対象外となります。</li> <li>採択された場合、3年間の実績報告を提出してください。</li> <li>申し込みが予算額を上回る場合、対象外になることもあります。</li> <li>補助金は機械の導入・支払完了後に支払います。</li> </ul>

【問い合わせ先】農林水産課 電話42-2111（内線417）

## 融雪促進剤の購入費を助成します

今年の豪雪により、りんごの枝折れ等の直接被害の拡大や農作業全般の遅延が懸念されるため、融雪促進剤の購入費用の一部を助成します。希望する方は、下記を参考にお申し込みください。

対象者	つがる市に住所を有するりんご農家
対象農地	対象者が作付している園地
対象資材	対象農地に散布する融雪促進剤（令和7年12月1日(月)～令和8年3月20日(金)までの期間に購入したものに限り）
助成内容	購入費用（税抜き）の1/5以内（10円未満切り捨て） ただし、使用面積10aあたり500円を上限とする。
必要書類	融雪促進剤の領収書、納品書、通帳、認め印
申し込み	3月31日(火)までに農林水産課へお申し込みください。（閉庁日を除く）
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>複数回購入した場合は、まとめてお申し込みください。</li> <li>申し込みが予算額を上回る場合、対象外になることもあります。</li> </ul>

【問い合わせ先】農林水産課 電話42-2111（内線422）